

(日医発第933号)  
(介122)(地Ⅲ188)(法安110)  
平成28年11月24日

都道府県医師会  
会 長 殿

日 本 医 師 会 会 長  
横 倉 義 武

認知症に係る診断書提出命令制度の円滑な運用に関する  
ご協力について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、高齢運転者に関する認知機能検査制度に伴う臨時適性検査の実施につきましては、これまで、平成21年1月6日付（地Ⅰ179）及び平成25年1月31日付（地Ⅲ194）をもって貴会宛にご協力をお願いをしております。

本件につきましては、平成27年6月17日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、平成29年3月より、75歳以上の運転者について、免許更新時の認知機能検査の結果により認知機能の低下が認められた者、及び一定の違反行為を行った者については、臨時適性検査（専門の医師の診断、又は主治医の診断書の提出）の対象となることや、提出される診断書の要件等について改正が行われることとなりました。なおこの改正で臨時適性検査の対象者が全国で約4～5万人に増加することが想定されます。（平成27年度は1650人）

本改正にあたり、警察庁では、前述の平成25年に貴会宛送付通知にてお知らせした診断書のモデル様式及び診断書記載ガイドラインを、別添通知に添付された様式等に改正することとした他、対象者の増加に対応するため、本会宛てに制度の円滑な施行に関し、別添のとおり協力依頼がありました。

認知症に関する診断・治療体制につきましては、認知症疾患医療センターや専門医療機関、専門医の確保等、それぞれの都道府県において特性があるかと思えます。当該制度の施行においては、かかりつけ医の先生方にもご協力をいただくとともに、地域における体制整備が不可欠です。さらに、今後我が国においては高齢者が増加し、交通の安全と社会参加等の両立を確保することが求められますが、高齢者の

運転や移動手段の問題等についても、地域特性等に応じて検討する必要があると考えることから、貴会におかれましては、制度施行への対応の他、都道府県警察等と連携いただき、情報交換や地域の課題・意見への対応を図っていただきたく、併せてお願い申し上げます。

また、本会といたしましても、本件を含む認知症への対策につきましては、引き続き警察庁、厚生労働省等関係省庁と連携し対応していく所存です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び会員、関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

(添付資料)

- ・「認知症に係る診断書提出命令制度の円滑な運用のための御協力をお願いについて」

(平 28.11.16 警察庁丙運発第 54 号 警察庁交通局長通知)

- ・参考資料「改正道路交通法が施行されます」

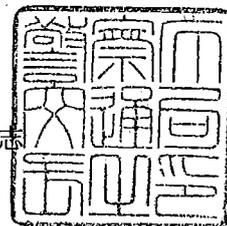
以上



警察庁丙運発第54号  
平成28年11月16日

公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

警察庁交通局長  
井上 剛 志



認知症に係る診断書提出命令制度の円滑な運用のための御協力のお願について

晩秋の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、貴会におかれましては、運転免許取得時における病状の診断等、平素から格別の御理解、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）が平成27年6月17日に公布され、75歳以上の運転者の認知機能の現状を適時適切に把握するため、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると認められた方は、交通違反の状況にかかわらず、臨時適性検査又は診断書提出命令の対象とされるとともに、提出される診断書の要件が定められ、来年3月12日から施行されることとなり、現在、警察において、その円滑な実施のための準備を進めているところです。

警察では、平成27年度に調査研究を実施し、診断書提出命令の運用について、診断の精度を高めるための方策を検討した結果、平成25年1月に貴会に協力依頼しました主治医の記載する診断書のモデル様式及び診断書記載ガイドラインについて、別添1及び別添2のとおり改正することとしています。

つきましては、交通の安全を図り、対象となる高齢運転者及びその介護者等の利便に配慮しつつ、臨時適性検査又は診断書提出命令を円滑に運用するため、次の点につき、貴会を通じて各都道府県医師会及び貴会会員の方々に御協力を賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 改正された診断書様式の周知

平成29年3月12日以降、認知症を理由とする診断書提出命令に係る主治医の診断書を提出する場合には、別添1の診断書の作成を依頼することとなりますので、御対応に際しまして、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 2 臨時適性検査等の実施の協力

今回の法改正の実施に伴い、臨時適性検査又は診断書提出命令の対象となる方が、全国で4～5万人になると予測されます。認知症を理由とする診断書提出命令を円滑に実施するため、各都道府県医師会さらには各会会員の皆様方の御協力が不可欠であり、この点について、貴会の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 3 高齢者の運転や移動手段の問題等に係る情報交換等

今回の法改正を機に、地域の実態を踏まえ、高齢者の運転や移動手段の問題等について、各都道府県医師会の御協力のもと、同会と都道府県警察が情報交換等を行う場や、地域からの御意見等への対応等について、貴会及び厚生労働省の御協力のもと、両者と警察庁が情報交換等を行う場を設けたいと考えておりますので、併せて御協力賜りたくお願い申し上げます。

(参考)

- 本件診断書様式については、別添2の診断書記載ガイドラインの内容に応じた必要事項を記載していただければ、当該様式を用いる必要はありません。また、様式を変更していただくことも可能です。
- なお、臨時適性検査は専門の医師の診断により行われ、また、診断書提出命令に係る診断は専門の医師又は認知症に係る主治の医師により行われますが、免許の取消し等は公安委員会において判断いたします。公安委員会が判断するに際し、主治医の診断書により判断できない場合には、再度、専門医の診断を実施することとなる場合がありますので何とぞ御理解願います。
- 今回の法改正の実施に伴う臨時適性検査及び診断書提出命令の円滑な運用に向けて、貴会及び貴会会員の皆様方に対しまして、警察庁及び都道府県警察から、随時又は定期的に情報提供を行います。
- 都道府県警察に貴会会員の皆様方との連絡に係る連絡責任者等を指定して、貴会会員の皆様方の質問・要望等に誠実に対応します。

## 診 断 書 (都道府県公安委員会提出用)

## 1. 氏名

男・女

生年月日

M・T・S・H 年 月 日 ( 歳)

住所

## 2. 診断

- ① アルツハイマー型認知症
- ② レビー小体型認知症
- ③ 血管性認知症
- ④ 前頭側頭型認知症
- ⑤ その他の認知症 ( )
- ⑥ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある (軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等)
- ⑦ 認知症ではない

所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。)

3. 身体・精神の状態に関する検査結果（実施した検査にチェックして結果を記載）

認知機能検査・神経心理学的検査

MMSE                       HDS-R                       その他（実施検査名                      ）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）

臨床検査（画像検査を含む）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）

その他の検査

4. 現時点での病状（改善見込み等についての意見）

\*前頁2⑤に該当する場合（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）のみ記載

(1) 認知症について6月以内[または6月より短期間（                      ヶ月間）]に回復する見込みがある。

(2) 認知症について6月以内に回復する見込みがない。

(3) 認知症について回復の見込みがない。

5. その他参考事項

以上のとおり診断します。

平成    年    月    日

病院または診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医氏名

\*A4版表裏印刷で使用。A4版2枚の場合は要割印。A3版1枚印刷も可

診断書記載ガイドライン (都道府県公安委員会提出用)

1. 氏名

男・女

生年月日

M・T・S・H 年 月 日 ( 歳)

住所

2. 診断

- ・ 認知症とは、介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。

- ① アルツハイマー型認知症
- ② レビー小体型認知症
- ③ 血管性認知症
- ④ 前頭側頭型認知症
- ⑤ その他の認知症 ( )

該当する診断名の番号を○で囲む

- ⑥ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある (軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等)

- ⑦ 認知症ではない

- ・ ⑥を選択した場合、原則として6か月後に臨時適性検査等を行うこととされている。

所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。)

- ・ どのような日常生活上の変化がいつ頃からみられたか。
- ・ 本診断書作成時の状態
- ・ 認知症の重症度 (Clinical Dementia Rating (CDR), Functional Assessment Staging (FAST)など、あるいは、必ずしも重症度の基準ではないが、認知症高齢者の日常生活自立度を記載。
- ・ 同居・独居の有無、介護者の有無など
- ・ 記憶障害はその内容と程度を記載
- ・ 見当識障害はその内容と程度を記載
- ・ 注意障害はその内容と程度を記載
- ・ 失語があればその内容を記載
- ・ 失行があればその内容を記載
- ・ 失認があればその内容を記載
- ・ 実行機能障害があればその内容と程度を記載
- ・ 視空間認知の障害があればその内容と程度を記載
- ・ 人格・感情の障害等があればその内容と程度を記載

3. 身体・精神の状態に関する検査結果（実施した検査にチェックして結果を記載）

- 認知機能検査・神経心理学的検査、臨床検査（画像検査を含む）は原則として全て行う
  - 認知機能検査・神経心理学的検査
    - MMSE                       HDS-R                       その他（実施検査名                      ）
  - 未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）
  - 検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）
- 診断時に行われた認知機能検査(MMSE, HDS-R(改訂長谷川式簡易知能評価スケール)等)の該当するものをチェックし、結果を記載
- 未実施・検査不能の場合にはその理由を記載（本人が拒否など）
  - 臨床検査（画像検査を含む）
  - 未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）
  - 検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）
- 認知症の診断と関連する臨床検査結果（頭部 CT、MRI、SPECT、PET 等の画像検査、あるいは特記すべき血液生化学検査、脳脊髄液検査など）を記載
  - その他の検査
- 上記以外の検査結果（MIBG 心筋シンチグラフィ等）を記載

4. 現時点での病状（改善見込み等についての意見）

\*前頁 2⑤に該当する場合（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）のみ記載

(1) 認知症について 6 月以内[または 6 月より短期間（                      ヶ月間）]に回復する見込みがある。

- (1)を○で囲んだ場合には、括弧内に当該期間（1月～5月）を記載する。

(2) 認知症について 6 月以内に回復する見込みがない。

(3) 認知症について回復の見込みがない。

該当する番号  
を○で囲む

5. その他参考事項

- 4. 再診断の場合で前回 (1) と診断し、再度 (1) の診断をする場合には、2 の診断の所見欄に前回の見込みが異なった理由を具体的に記載する。理由の記載がない場合、または合理的な理由がない場合には (2) または (3) として扱われる可能性がある。

以上のとおり診断します。

平成    年    月    日

病院または診療所の名称・所在地

認知症疾患医療センターに指定されている機関である場合にはその旨についても記載する。

担当診療科名

担当医氏名

日本認知症学会、老年精神医学会等の学会認定専門医である場合にはその旨を記載する。

\*A4 版表裏印刷で使用。A4 版 2 枚の場合は要割印。A3 版 1 枚印刷も可

平成29年3月12日  
スタート

# 改正道路交通法が施行されます

リスクの高い運転者への対策

## 高齢運転者 対策の推進

### 1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

#### ● 臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のとき  
だけ受けることとされていた認知機能検査につ  
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず  
に、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した  
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、  
新設された「臨時認知機能検査」を受けなけ  
ればなりません。



【一定の違反行為の例】

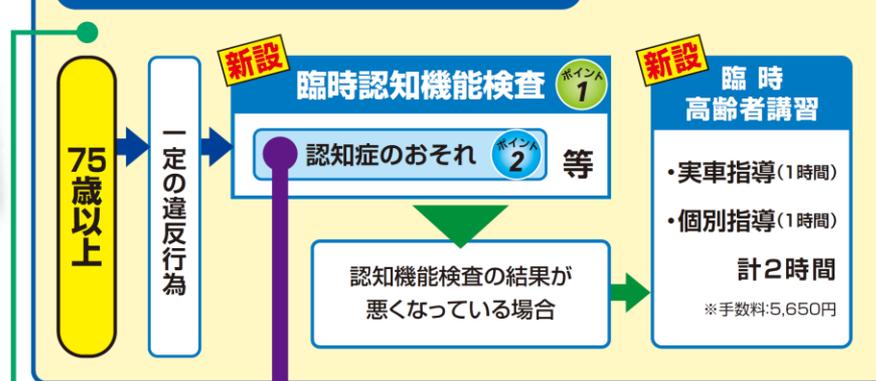
- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

#### ● 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下  
が運転に影響するおそれがあると判断され  
た高齢者は、新設さ  
れた「臨時高齢者講  
習」(個別指導と実車  
指導)を受けなければ  
なりません。



### 一定の違反行為をしたとき



臨時適性検査  
又は  
診断書提出命令

## 2. 臨時適性検査制度の 見直し

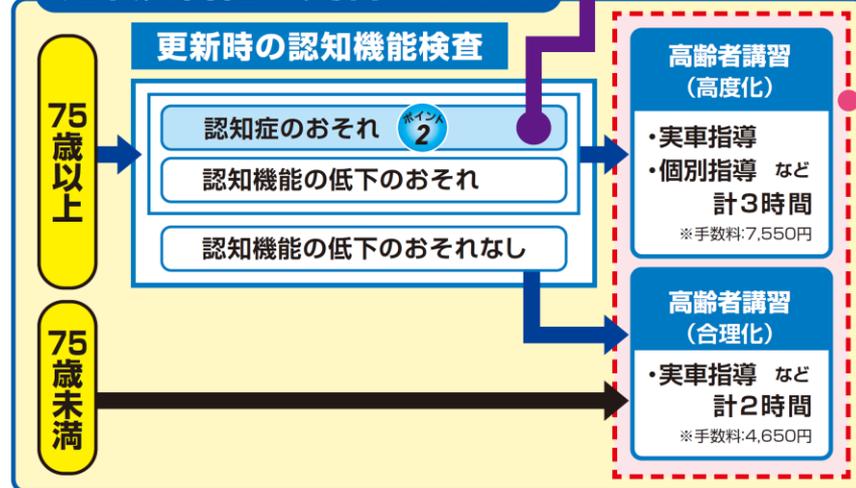
改正前と異なり、認知機能検査で認知症の  
おそれがあると判定された方は、違反の有無を  
問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査  
で認知症のおそれがあると判定された方は、  
臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、  
命令に従い主治医  
等の診断書を提出しな  
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知  
症と判断された場合は運  
転免許の取消し等の対象  
となります。



### 運転免許証を更新するとき



## 3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の  
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳  
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低  
下のおそれがないと判定された方に対して  
は2時間に合理化(短縮)されます。その他  
の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習  
となります。

